

検定業務における標準処理期間の設定に関する要領

全部改正	平成12年 5月 1日
一部改正	平成23年 6月15日
一部改正	平成25年 2月25日
一部改正	平成26年 3月26日

第1 目的

この要領は、日本消防検定協会（以下「協会」という。）が実施する検定業務に関し、検定対象機械器具等の種別ごとに、その標準処理期間を定めることを目的とする。

第2 標準処理期間の設定要件

1 型式試験（型式変更試験を含む。以下同じ。）に係る標準処理期間の設定は、次により行うものとする。

(1) 型式試験に係る標準処理期間は、申請を受理した日から型式試験の結果及び意見を申請者に通知する日までとする。

(2) 前(1)の標準処理期間には、次に掲げる期間は含まないものとする。

ア 協会が型式第2次試験の実施について申請者に通知した日から申請者が希望する試験日までの期間

イ 協会の照会事項に対して申請者が回答するまでの期間等申請者の都合により協会が試験を続行できないこととなる期間

ウ その他協会の責に属さない事情により必要とする期間

2 型式適合検定に係る標準処理期間の設定は、次により行うものとする。

(1) 型式適合検定に係る標準処理期間は、申請者の受検希望日から検定結果の可否を申請者に通知する日までとする。

(2) 前(1)の標準処理期間には、次に掲げる期間は含まないものとする。

ア 協会の照会事項に対して申請者が回答するまでの期間等申請者の都合により協会が検定を実施できないこととなる期間

イ その他協会の責に属さない事情により必要とする期間

第3 標準処理期間

1 型式試験に係る標準処理期間は、別表における検定対象機械器具等の種別ごとに定める期間とする。

2 型式適合検定に係る標準処理期間は、申請者の受検希望日から10日とする。

第4 標準処理期間を超過する場合の措置

協会は、検定対象機械器具等の型式試験又は型式適合検定に係る処理において、前第3に定める標準処理期間内に終了させることが困難であることが明らかになった場合には、次の事項について、申請者に説明を行うものとする。

(1) 標準処理期間内に終了させることが困難な理由

(2) 処理の予定期日

第5 標準処理期間の見直し等

- 1 協会は、検定対象機械器具等に係る標準処理期間については、試験手順の改善、試験設備の整備等を図りつつ、適宜見直しを行うものとする。
- 2 協会は、検定業務の遂行にあたっては適切な処理を行うとともに、標準処理期間内であっても、できる限り速やかに行うように努めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成12年5月1日から実施する。
- 2 「検定業務における標準的事務処理期間の制定に関する要領」（昭和60年10月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成23年6月15日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

別 表

検定対象機械器具等の型式試験に関する標準処理期間

検定対象機械器具等の種別	標準処理期間
1 消火器	4.5ヶ月
2 消火器用消火薬剤	4.5ヶ月
3 泡消火薬剤	4.5ヶ月
4-1感知器	3.5ヶ月（多機能のものは 5.0ヶ月）
4-2発信機	2.5ヶ月
5 中継器	4.0ヶ月（R型、GR型等接続のものは 6.0ヶ月）
6 受信機	4.0ヶ月（R型、GR型等のものは 6.0ヶ月）
7 住宅用防災警報器	2.5ヶ月（多機能のものは 3.5ヶ月）
8 閉鎖型スプリンクラーヘッド	5.0ヶ月
9 流水検知装置	3.0ヶ月（乾式、予作動式等のものは 4.0ヶ月）
10 一斉開放弁	3.0ヶ月
11 金属製避難はしご	3.5ヶ月（特殊な構造を有するものは 4.5ヶ月）
12 緩降機	3.5ヶ月（特殊な構造を有するものは 4.5ヶ月）